# 繰入基準 (根拠法令)

#### 地方公営企業法

# 基本通達等に基づく繰入基準

### (経費の負担の原則)

#### 第17条の2

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

第1号 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う 収入をもって充てることが適当でない経費

第2号 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を 行ってもなおその経営に伴う収入のみを持って充 てることが客観的に困難であると認められる経費

第2項 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

# (補助)

#### 第17条の3

地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる

### (一般会計等において負担する経費)

### 第8条の5

#### 第1項

法第17条の2第1項第1号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額を超える部分)とする。

地方公営企業法施行令

#### 第3号 病院事業

看護婦の確保をはかるため行なう養成事業に要する経費、救 急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談 等保健衛生に関する行政として行なわれる事務に要する経費 第2項

法第17条の2第1項第2号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。

### 第2号 病院事業

山間地、離島その他のへんぴな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所でその立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費

# 附則

(一般会計等において負担する経費に関する経過措置)

法第17条の2第1項第2号に規定する病院事業の経費で政令で定めるものは、当分の間、第8条の5第2項第2号に定める経費のほか、病院及び診療所の建設又は改良に要する経費(当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。

# 法第17条の2第1項第1号該当経費

・公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費 収支差

救急医療の確保に要する経費

増嵩経費

保健衛生行政事務に要する経費 (集団検診、医療相談等) 収 支 差

#### 法第17条の2第1項第2号該当経費

・病院の建設改良に要する経費

建設改良費・企業債元利償還金の1/2

(ただし平成14年度までに着手した事業分は2/3)

・へき地医療の確保に要する経費

収 支 差

・結核病院の運営に要する経費

増嵩経費 増嵩経費

・精神病院の運営に要する経費

収支差

・周産期医療に要する経費

収 支 差

・小児医療に要する経費

収 支 差

公立病院附属診療所の運営に要する経費

・リハビリテーション医療に要する経費

収 支 差

・高度医療に要する経費

収 支 差

# 法第17条の3該当経費

・経営基盤強化対策に要する経費

(1) 不採算地区病院の運営に要する経費

収 支 差

(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

1/2

(3)病院事業の経営研修に要する経費

1/2

(4)保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費

1/2

(5) 経営健全化対策に要する経費

不良債務解消のため認められた額

(6) 共済追加費用の負担に要する経費

負担額の一部

(7) 自治体病院の再編等に要する経費

増嵩経費

基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

全 額